

# 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

## 印章規程

### (趣旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会の印章（以下「印章」という。）の種類、保管、使用等に関し必要な事項を定める。

### (印章の種類)

**第 2 条** 印章の種類は、協議会印、会長印、事務局長印及び特殊印章とする。

### (印章のひな型及び寸法)

**第 3 条** 印章のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。ただし、特殊印章のひな型及び寸法は、その都度会長が定める。

### (印章の保管者)

**第 4 条** 印章の保管者（以下「保管者」という。）は、事務局長とする。

### (印章の新調、改刻又は廃止)

**第 5 条** 保管者は、印章の新調、改刻又は廃止しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

### (印章台帳)

**第 6 条** 保管者は、印章台帳を備え、印章の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理しなければならない。

### (印章の使用)

**第 7 条** 印章は、保管者又はその指定する者でなければ使用することができない。

### (印章の保管)

**第 8 条** 印章は、保管を厳正にし、保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

### (委任)

**第 9 条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

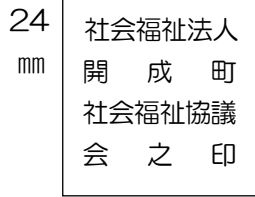
### 附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

**別 表**

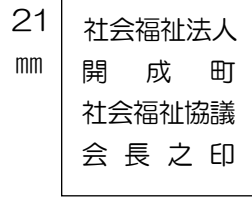
協議会印

24 mm



会長印

21 mm



事務局長印

18 mm

